令和８年度

# 重　油　購　入　仕　様　書

京都市上下水道局水道部施設課

# 重油購入仕様書

## １　購入目的

本仕様書は、令和８年度に京都市上下水道局水道部蹴上浄水場、松ケ崎浄水場及び新山科浄水場並びに施設管理事務所における非常用発電設備（ガスタービンエンジン及びディーゼルエンジン）の燃料として使用するために購入するものである。

## ２　契約方法

単価契約とする。

## ３　納入予定数量

契約による納入量は、下記の事業所別使用予定量に基づき指示する。

令和８年度の事業所別使用予定量（令和９年１月１日～令和９年３月31日）

| 事業所名 | 契約期間の使用予定量 |
|---|---|
| 蹴上浄水場 | 5.0　ｋｌ |
| 松ケ崎浄水場 | 7.0　ｋｌ |
| 新山科浄水場 | 6.0　ｋｌ |
| 施設管理事務所 | 19.0　ｋｌ |

なお、使用量は、施設運転状況により変動がある。

## ４　納入方法

本重油の納入は、タンクローリーにより行うものとし、第４種第３石油類Ａ重油専用のローリーを用いること。また、重油タンクへの納入に関する作業は、すべて請負者の責任において局職員立会いのもとで行うものとする。

## ５　納入場所

京都市東山区粟田口華頂町３番地　蹴上浄水場　地下タンク貯蔵所
同市左京区松ケ崎中海道町９番地　松ケ崎浄水場　地下タンク貯蔵所
同市山科区勧修寺丸山町１番地　　新山科浄水場　地下タンク貯蔵所
同市西京区大枝東長町３番地61　　施設管理事務所　地下タンク貯蔵所

## ６　納入期限

契約の期間は、令和９年１月１日～令和９年３月31日とする。

## ７　納入日時

（１）　本重油は、局職員が指示する日時、数量に従って納入すること。

（２） 納入時間は、土曜日、日曜日、国民の休日及び局の指定する日を除く、午前８時 30 分～午後４時 30 分の間とする。
ただし、特別な事由により局が承諾する場合はこの限りではない。

## ８　重油仕様

本重油は、すべて JIS-K2205 重油１種（A 重油）以上とし、硫黄分は 0.1 質量％以下とする。総発熱量については JIS-K2279 の計量方法により 10,700kcal/kg 又は 44,790kJ/kg 以上であること。

## ９　提出書類

| | |
|---|---|
| 重油分析試験成績表 | １　部 |
| 納品書 | １　部 |
| その他当局の指示する書類一式 | 必要部 |

## １０　規程等の遵守

請負者は、京都市上下水道局契約規程、本仕様書、消防法及びその他関係諸法規を遵守すること。

## １１　検収

（１）　本重油の検収は、納入毎に局職員が立会いして行う。計量は、当該タンクローリー備え付けの計量尺によるものとする。

（２）　当局は、第三者機関にて重油の抜取り検査を行うことがある。この場合、請負者は、異議なく局職員の指示に従い、検査に要する費用を負担すること。重油の品質が満足しない場合は不合格とし、局職員の指示に従って納入された数量を新たに納入すること。

## １２　支払い方法

当局と協議のうえ、別途指示する数量納入毎の支払いとする。

## １３　疑義の確認

入札に際しては事前に本仕様書を精査し、万一疑義のある場合は入札前にこれを質し厳正を期さなければならない。

## １４　応急措置

天災などの異常事態が生じたとき又は予想されるときは、局職員が、応急措置を命ずることがある。この場合、請負者は、速やかにこれに応じること。

# 令和８年度

# 重油購入仕様書

京都市上下水道局下水道部管理課

# 重油購入仕様書

## １．購入目的

本仕様書は、令和８年度に京都市上下水道局下水道部鳥羽、伏見、石田各水環境保全センター、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所及びポンプ施設事務所における内燃機関（ディーゼルエンジン）並びに燃焼装置（ボイラ及び汚泥焼却炉）の燃料として使用するために購入するものである。

## ２．契約方法

単価契約とする。

## ３．納入予定数量

契約による納入量は、下記のセンター、支所及びポンプ施設事務所別使用予定量に基づき指示する。

令和８年度の水環境保全センター、支所及びポンプ施設事務所別使用予定量

（令和９年１月１日～令和９年３月３１日）

| 名　　称 | 契約期間の使用予定量 |
|---|---|
| 鳥羽水環境保全センター | 63kl |
| 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所 | 7kl |
| 伏見水環境保全センター | 2kl |
| 石田水環境保全センター | 2.4kl |
| ポンプ施設事務所 | 10kl |

**なお、使用量は、施設運転状況により変動がある。**

## ４．納入方法

本重油の納入はタンクローリーにより行うものとし、第４類第３石油類Ａ重油専用のローリーを用いること。また、重油タンクへの納入に関する作業はすべて請負者の責任において監督員立会いのもとで行うものとする。

## ５．　納入場所

| | |
|---|---|
| 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１ | 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター |
| 京都市南区吉祥院東浦町１ | 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所 |
| 京都市伏見区横大路千両松町２５５ | 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター |
| 京都市伏見区石田西ノ坪２ | 京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター |
| 京都市南区久世東土川町 | 京都市上下水道局下水道部久世ポンプ場 |
| 京都市伏見区醍醐大構町２８－１５ | 京都市上下水道局下水道部池田ポンプ場 |
| 京都市伏見区北端町地内 | 京都市上下水道局下水道部住吉ポンプ場 |
| 京都市伏見区竹田中島町地内 | 京都市上下水道局下水道部砂川ポンプ場 |
| 京都市南区吉祥院流作町地内 | 京都市上下水道局下水道部西京極ポンプ場 |
| 京都市伏見区羽束師古川町地内 | 京都市上下水道局下水道部羽束師ポンプ場 |
| 京都市伏見区桃山町大島地内 | 京都市上下水道局下水道部和泉ポンプ場 |
| 京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町地内 | 京都市上下水道局下水道部川田川ポンプ場 |
| 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原地内 | 京都市上下水道局下水道部江川ポンプ場 |

## ６．　納入期限

契約の期間は、令和９年１月１日～令和９年３月３１日まで

## ７．　納入日時

（１）　本重油は監督員が指示する日時、数量に従って納入すること。

（２）　納入時間は午前８時３０分～午後４時３０分の間とする。

但し、特別な事由により当局が承諾する場合はこの限りではない。

## ８．　重油仕様

本重油は、すべてＪＩＳ－Ｋ２２０５重油１種（Ａ重油）以上とし、硫黄分は０．１質量%以下とする。総発熱量についてはＪＩＳ－Ｋ２２７９の計量方法により１０，７００ｋｃａｌ／㎏又は４４，７９０ｋＪ／㎏以上であること。

## ９．　提出書類

| | |
|---|---|
| 重油分析試験成績表 | １　部 |
| 納品書 | １　部 |
| その他当局の指示する書類一式 | 必要部 |

## １０．規程等の順守

請負者は、京都市上下水道局契約規程、本仕様書、消防法並びにその他関係諸法規を順守すること。

## １１．検収

（１）　本重油の検収は納入毎に監督員が立会いして行う。計量は当該タンクローリー備え付けの計量尺によるものとする。

（２）　当局は第三者機関にて重油の抜取り検査を行うことがある。この場合、請負者は異議なく監督員の指示に従い、検査に要する費用を負担すること。

重油の品質が満足しない場合は不合格とし、監督員の指示に従って納入された数量を新たに納入すること。

## １２．支払い方法

当局と協議の上、別途指示する数量納入毎の支払いとする。

## １３．疑義の確認

入札に際しては事前に本仕様書を精査し、万一疑義のある場合は入札前にこれを質し厳正を期さなければならない。

## １４．緊急対応

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、当局から緊急的に本重油を納入するよう指示があったときは、２４時間以内に本重油を納入するよう努めること。